



## おもいやりをカタチに ～共生社会の実現を目指して～

10月から「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」が始まります。「ぎふ清流おもいやり駐車場」は障がいや難病・高齢などで歩行が困難な方や、けが人や妊産婦で一時的に配慮が必要な方が利用できる、専用のマークで示された駐車場です。あらかじめ県の窓口で利用証の交付を受けた方が利用可能です。

「ぎふ清流おもいやり駐車場」を必要とする方が安心して利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を知ろう

### 「ぎふ清流おもいやり駐車場」のマーク



車椅子利用者用駐車区画



プラスワン区画

### Q1 どこにあるの？

公共施設や店舗などの駐車場のうち、上記「車椅子利用者用駐車区画」や「プラスワン区画」のマークで示された区画です。

### Q2 誰が利用できるの？

**車椅子利用者用駐車区画** 車椅子を利用される方

**プラスワン区画** 障害のある方、難病の方、介護を要する高齢者、妊婦の方、けがや病気により一時的に歩行が困難な方など

### Q3 どうやって利用するの？

「ぎふ清流おもいやり駐車場」を利用するには利用証が必要です。利用証の交付申請は県庁地域福祉課、岐阜地域福祉事務所、各県事務所福祉課の窓口で、11月15日から受け付けます。郵送での申請は県庁地域福祉課で、10月15日から受け付けます。本県で交付した利用証は、同様の制度を実施する他の府県でも利用できます。

**！ 協力施設を募集しています** 県では、駐車区画の確保と制度の周知に協力いただける施設を募集しています。協力施設は県ウェブサイトで紹介します。